

規制改革・民間開放の推進に関する 第2次答申の概要

「小さくて効率的な政府」の実現に向けて
- 官民を通じた競争と消費者・利用者による選択 -

平成17年12月21日
規制改革・民間開放推進会議

<u>第2次答申の決定・公表に当たって</u> 3
<u>横断的制度整備等</u>	
1. 市場化テストの速やかな本格的導入 5
2. 官業の民間開放の推進 10
3. 規制の見直し基準の策定等 11
<u>横断的重点検討分野の改革</u>	
1. 少子化への対応等 13
2. 生活・ビジネスインフラの競争促進 14
3. 外国人移入・在留 17
<u>個別重点検討分野の改革</u>	
1. 医療分野 18
2. 教育分野 20
3. 農業・土地住宅分野 21

「第2次答申」の決定・公表に当たって

- ・本年度は、我が国経済・財政への影響が大きい分野や国民の関心の高い分野を中心に「行政部門の徹底した効率化・コスト削減」及び「国民負担の軽減・民間部門の需要創出」に資する規制改革・民間開放に重点。
- ・本年度の「重点検討分野」は以下のとおり。
 - ・ 市場化テストの早期法制化、 官業の民間開放、 規制の見直し基準の策定など横断的な制度整備等
 - ・ 少子化への対応、 生活・ビジネスインフラの競争促進等、 外国人の移入・在留など国民生活に密接に関わる課題等の分野・省庁横断的視点からの改革
 - ・ 医療、 教育、 農業等の主要官製市場改革
- ・ そのうち、主要課題改革推進委員会における公開討論など会議をあげて取り組んだ「最重要検討課題」は以下のとおり。
 - 市場化テストの対象事業
 - 保育サービスを利用者がニーズに応じて自由に選択できる環境の整備
 - 公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革、地上波放送における競争の促進

中央社会保険医療協議会の在り方の見直し、医療のIT化の加速、医療機関情報の公開義務化、
教員の質の向上を目指した免許・採用制度及び教員評価制度の改革、学校の質の向上を促す学校選択の自由の徹底と情報公開
農地の所有・利用の自由化及び実効性ある転用規制等による農地の効率的利用の推進、農協改革等農業関連流通における競争促進

- ・ さらに、教育分野の規制改革については、規制改革・民間開放推進本部の下で関係閣僚と当会議代表者との審議の場を設けて検討した結果、社会人等多様な人材の教員への登用を促進するための諸施策等について合意。
- ・ 答申で示した改革の施策について迅速かつ着実に実施するよう政府に要請するとともに、今回進展が見られなかった事項を含めて聖域を設けることなく、引き続き精力的に調査・審議を深めていく所存。

横断的制度整備等

1. 「市場化テスト」の速やかな本格的導入

(1) 「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）の次期通常国会への提出

- ・「民間にできることは民間に」を具体化し、「小さくて効率的な政府」を実現するため、市場化テストの導入は喫緊の課題。
- ・このため、政府は、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）を次期通常国会に早期に提出すべき。
- ・また、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、各府省単位での実施目標と工程を明確にした行動計画を速やかに策定しその実績の評価を行っていくといった政府一丸となった取組を、積極的に進めていくべき。

(2) 「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）に基づく市場化テストの速やかな本格的導入 等

- ・市場化テストの速やかな本格的導入に向けて、社会保険庁関連業務、ハローワーク関連業務、統計調査関連業務、行刑施設関連業務、地方公共団体が実施する業務、独立行政法人関連業務について、法案における特例規定の整備等、所要の措置を講じる。

社会保険庁関連業務

ア 国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入

- ・原則として、平成19年度に速やかに落札者による事業が実施されるよう措置。
- ・官と民との間で競争条件を均一化する等の観点から、国民年金法等に係る所要の特例規定を法案において整備。
- ・将来的には、全国の社会保険事務所における事業を市場化テスト又は民間開放の対象。

イ 来年度における市場化テスト事業の拡大等

(ア) 国民年金保険料収納事業

- ・本年度の5箇所を、35箇所に拡大。

(イ) 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業

- ・本年度の5箇所を、104箇所に拡大。
- ・段階的に、全国の社会保険事務所の事業について、市場化テスト・民間開放を実施。

(ウ) 年金電話相談センター事業

- ・本年度の2箇所を、継続して実施。
- ・将来的には、国民・被保険者に望ましい総合コールセンター等を整備し、その上で、民間の創意工夫等により、市場化テスト・民間開放を実施。

ハローワーク関連業務

ア 「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、「求人開拓事業」への市場化テストの本格的導入

- ・原則として、市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による事業が実施されるよう措置。
 - 「人材銀行」・・・東京を含む3箇所（全国12箇所）
 - 「キャリア交流プラザ」・・・8箇所（全国15箇所）
 - 「求人開拓事業」・・・5地域
- ・「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法に係る所要の特例規定を法案において整備。

イ 来年度における市場化テスト事業の実施

- (ア) 「キャリア交流プラザ」事業
 - ・本年度の5箇所を、来年度も継続実施。
- (イ) 「若年版キャリア交流プラザ」事業
 - ・本年度の1箇所を、来年度も継続実施。
- (ウ) 求人開拓事業の対象地点の拡大
 - ・本年度の3地域を、来年度も継続実施。

統計調査関連業務

平成18年度において、「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査）について、当会議と密接に連携を図りつつ、試験調査等を実施。その結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施。総務省は、同省所管の上記2指定統計以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、当会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定。独立行政法人統計センターの業務については、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論。

行刑施設関連業務

本年度実施しているモデル事業の結果を踏まえつつ、平成18年度において、これらの事業を継続実施。
P F I 及び構造改革特区制度を用いた「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業」等の実施状況を勘案しつつ、民間開放の対象の拡大等を更に検討し推進。

地方公共団体が実施する業務

窓口業務（戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し等）について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合に、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を法案において整備。
地方公共団体や民間事業者の提案等も踏まえつつ、市場化テストが可能な業務があるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置。

独立行政法人関連事業

雇用・能力開発機構

ア「アビリティガーデン」における職業訓練事業への市場化テストの本格的導入

- ・原則として法律に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置。
- ・本年度実施中のモデル事業を来年度も継続実施。

イ「私のしごと館」における体験事業への市場化テストの本格的導入

- ・原則として法律に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置。

中小基盤整備機構

- ・来年度において、1箇所の中小企業大学校（分校）につき市場化テストを実施。
- ・来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、中小企業大学校の研修事業において、法律に基づく市場化テストの導入について積極的に検討。

2 . 官業の民間開放の推進

(1) 基本的考え方

- ・ 「民間にできることは民間に」という原則を基本に、個々の官業について、当該事務・事業の必要性や妥当性を個別具体的に検証し、以下5分類において合計41項目の民間開放を提言。

(2) 各分類における民間開放に向けた提言項目 ()は項目数

分類	提言項目
国が直接実施する事務・事業 (8)	放置駐車違反車両の移動・保管、パーキング・メーター等の保守管理、自衛隊地方連絡部が実施する援護業務等、国家公務員試験の運営管理 等
独立行政法人 (14)	工業所有権情報・研修館、家畜改良センター、自動車検査 等
特別の法律により設立される民間法人（特殊法人、認可法人）(11)	高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本小型船舶検査機構 等
公益法人（指定法人等） (5)	空港環境整備協会、21世紀職業財団、介護労働安定センター、発明協会 等
地方公共団体の事務・事業 (3)	指定管理者の選定プロセス、公金の徴収・収納 等

3 . 規制の見直し基準の策定等

(1)通知・通達等法令以外の規定に基づく規制の見直し基準

通知・通達等を「外部効果」の有無等により分類し、分野横断的に一律な見直し基準に基づき見直しを行うべき。

【平成17年度以降逐次実施】

- ・ 許認可・不利益処分と関連し、私人を実質的に拘束するもの
（審査基準・処分基準）
 - 法令の趣旨・範囲を超える部分は法令化、廃止等の見直しを行う。
 - 原則として、法令上の権限を持つ者の名で発出する。
（所管府省名、大臣名、行政庁名）
 - 「審査基準」「処分基準」の名称を用いる。
 - パブリックコメント手続を行うなど、行政手続法に定める手続を行う。
- ・ 私人の任意の協力により実現される内容のもの
 - 全国一律で法的義務付けを行うべきものは、法令化する。
 - 従うことが任意であることを明確にする。

平成18年中に分類を完了し、見直しを推進する。

【平成18年度以降逐次実施】

(2) 規制影響分析（RIA）の義務付けに向けた取組の推進

- ・「行政機関が行なう政策の評価に関する法律」の枠組みの下での規制の事前評価の義務付けに必要な措置を講ずべき。

【平成18年度措置】

- ・義務付けに至らないものについても、積極的かつ自主的に行うよう努めることについて必要な措置を講ずべき。

【平成18年度措置】

横断的重点検討分野の改革

1. 少子化への対応

(1) 仕事と育児の両立を可能にする多様な働き方の推進

- ・ 労働時間規制の適用除外制度の整備拡充【平成17年度中に検討、18年度結論】
- ・ 紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接の解禁
【平成18年度中に検討】
- ・ 派遣労働者に対する雇用契約申込み義務の見直し【平成18年度中に検討】
- ・ いわゆる「複合業務」に関する基準の明確化【平成17年度中に措置】
- ・ 労働契約法制の整備【平成17年度中に検討、18年度結論】

(2) 保育サービスを利用者がニーズに応じて自由に選択できる環境の整備

認可保育所への直接契約及び利用者に対する直接補助方式の導入

認可保育所の保育料の設定方式の適正化

要保育認定制度の導入

保育サービスの情報公開の促進等

【以上 ~ については、総合施設の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討】

幼保総合施設の在り方【平成18年度の「総合施設」本格実施までに措置】

2.生活・ビジネスインフラの競争促進

(1)金融サービス（投資）法制の横断化

- ・企業再生ファンドなどの新しい金融の仕組みが登場する中、資本市場分野全体をカバーした投資者保護法制が存在しない現状を踏まえ、現在の証券取引法を改組して、柔構造の投資者保護法制（投資サービス法〔仮称〕）を構築

【平成17年度検討・結論、18年度早期に措置】

(2)通信と放送の融合等に対応した競争環境等の整備

- ・公共放送の在り方の検討【平成18年度検討・早期に結論】
保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成18年度早期に一定の結論。その際、BSデジタル放送のスクランブル化についても、早期に現行3か年計画に沿った検討を行い、結論 等
- ・地上波放送における競争の促進
再免許手続の厳格化【平成18年度措置】、複数局支配規制の一層の緩和【平成18年度検討・結論】 等

(3)保安四法における規制の合理化

許認可手続きの簡素化・検査方法の合理化【平成18年度中に措置】

自主検査の導入・拡充

- ・ 高圧ガス保安法では、既存の運転設備の増・改築であって、保安管理上問題のないものについては、自主検査の対象範囲の拡充を図る。

【平成18年度中に措置】

- ・ 労働安全衛生法及び消防法では、一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に検討する。その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認めることとする。

【労働安全衛生法：平成18年度中に検討・結論、引続き措置】、

【消防省：平成19年度中を目途に検討・結論、引続き措置】

余寿命予測に基づく開放検査周期の設定

- ・ 労働安全衛生法では、機器毎の開放検査周期を最大4年と定めている現状を改め、4年を超える連続運転を可能とするよう検討する。

【労働安全衛生法：平成19年度中に措置】

- ・ 消防法では、屋外タンクの開放検査周期について、更なる開放検査周期の延長を検討する。

【消防省：平成19年度中を目途に検討・結論、引続き措置】

(4)再資源化の促進に向けた廃棄物に係る諸制度の見直し

廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とするよう措置。

【平成18年度中に措置】

廃棄物処理法上の許可情報等の地方公共団体間での共有及び複数の地方公共団体に対する一括許可申請等を可能とするよう、行政手続及び書類の電子化に向けた取り組みを開始する。

【平成18年度中に措置】

中央環境審議会の下部組織として、専門委員会を設置し、関係省庁の参加を得ながら、個々の廃棄物に係る一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し等、廃棄物処理法の運用に関する検討を開始する。

【平成18年度中に措置】

3.外国人移入・在留

(1)在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化【平成18年度結論】

外国人の在留に係る情報の相互照会・提供

外国人登録制度の見直し

使用者に対する責任の明確化

ア 不法就労者を雇用する事業主への厳格な対処

イ「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化

使用者以外の受入れ機関（教育機関など）に対する責任の明確化

(2)外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備【平成18年度検討、結論】

実務研修中の法的保護の在り方

技能実習制度に対する在留資格の創設

法令以外の規定（告示など）に基づく規制等の見直し

(3)永住許可及び在留特別許可に係る運用の明確化・透明化

永住許可要件のガイドライン化【平成17年度措置】

在留許可されなかった事例の公表並びに在留特別許可のガイドライン化【平成18年度検討、結論】

個別重点検討分野の改革

1. 医療分野

(1) 医療機関情報の公開義務化と診療情報の開示促進

- ・ 医療機関情報（医療機関の施設内容や治療方法・実績等）の公開の義務化、情報公開ルールの整備 【平成18年医療制度改革で措置】
- ・ 医療機関による広告事項の拡大 【平成18年医療制度改革で措置】
- ・ 医療費の内容が分かる明細付き領収書の発行義務化
【平成17年度中に検討・結論、平成18年度中に措置】

(2) 保険者機能の充実・強化

- ・ 医科及び調剤レセプトの保険者による直接審査支払に関する要件の緩和
【平成18年度中検討・結論】
〔調剤レセプトの審査支払に関する医療機関の同意要件の削除については
【手数料体系の整合性を図るべく平成18年度早期に検討・結論。その後速やかに措置】〕
- ・ 医療機関・薬局と保険者間の直接契約に関する条件の緩和
【逐次検討・結論】

(3) 医療のIT化（電子カルテ・レセプト導入等）の加速

- ・ 電子レセプトによるオンライン請求化の確実な推進
【速やかに着手、遅くとも平成23年度当初から原則完全オンライン化】
- ・ カルテ等の診療情報の電子化の普及促進
【逐次実施。標準規格の普及促進については平成18年度中に実施】

(4) 医療機器の内外価格差の是正等

- ・ 外国平均価格調整制度の的確な運用【逐次実施】
- ・ 承認審査体制の充実と運用の円滑化【平成17年度中措置、以降も逐次実施】

(5) 医薬品の薬価等の見直し

- ・ 新薬開発を活性化するような薬価算定基準の改正【平成17年度中措置】
- ・ 後発医薬品の使用促進のための処方せん様式の変更、OTC薬（薬局で買える医薬品）への速やかな移行推進【平成17年度中措置、以降も逐次実施】

(6) 中央社会保険医療協議会の在り方を見直し

【速やかに措置。法律事項については平成17年度中に法案提出。引き続き注視、必要に応じ見直し】

- ・ 中医協は、社会保障審議会が定めた「診療報酬改定に係る基本方針」に沿って診療報酬点数の設定について審議
- ・ 委員の団体推薦規定の廃止
- ・ 公益委員の人数の増員
- ・ 医療費シェア等の指標を総合的に勘案しながら、明確な考え方に基づく委員構成の見直し

2 . 教育分野

(1) 教員の質の向上を目指した免許・採用制度及び教員評価制度の改革

- ・ 特別免許状の活用の促進【平成17年度中に措置】

教員免許状を有しない有為で多様な人材を採用するため、第三者による事前推薦を活用するなど、特別免許状の活用を促進。

- ・ 児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立【平成17年度中に措置】

授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を学校評価の一環として実施。

(2) 学校の質の向上を促す学校選択の自由の徹底【平成17年度中に措置】

- ・ 市町村教育委員会に対し、学校選択制について積極的な検討を促すとともに、好事例集を配布。

- ・ 就学校指定後の変更申立制度について、就学通知の際に「変更の申立」ができる旨を記載するよう制度改正を行う。

- ・ 変更理由の具体例（いじめ、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等）を国が示し、市町村教育委員会に対し、予め明確にして公表するよう求める。

3 . 農業・土地住宅分野

- (1)意欲と能力のある担い手の育成・確保による農地の効率的利用
・担い手への直接支払制度の具体化【平成17年度中に法案提出】 等

(2)農業関連流通の合理化・効率化

農協の経済事業改革等の推進

- ・全農等の経済事業改革の推進【平成17年度以降逐次実施】
- ・部門別損益の開示の促進
【平成17年度中に結論、平成18年度中に措置】

農協の不公正な取引方法等への対応強化

【平成17年度中に結論、平成18年度中に措置】

- ・独占禁止法上のガイドラインの作成
- ・農業協同組合法による行政処分も含めた対応の徹底 等

(3) 土地住宅分野

- ・ 周辺環境への影響等に基づく合理的な用途規制方策の調査・検討
【平成17年度検討開始】
- ・ 密集市街地等における老朽化した建築物の建替促進の検討
【平成17年度検討開始、平成18年度中に結論】
- ・ 一般道路における道路空間と建築物の立体的利用の検討
【平成17年度以降継続的に検討】
- ・ 地図の複製/使用承認手続きの簡素化等、地図利用促進の検討
【平成17年度検討開始、平成18年度中に結論】